

○宮崎大学国際連携委員会規程

〔 令和4年9月22日
制 定 〕

(設置)

第1条 宮崎大学及び地域社会におけるグローバル化に関する事項を審議するため、宮崎大学国際連携委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 宮崎大学（以下「本学」という。）の学術研究及び教育の国際連携に関する事項
- (2) 学生及び研究者等の受入れ・派遣に関する事項
- (3) 外国人留学生及び外国人研究者等に対する日本語教育及び生活・就学上の支援に関する事項
- (4) 外国人留学生の奨学金等の選考に関する事項
- (5) 本学の開発途上国等に対する国際協力に関する事項
- (6) 本学のグローバル化に関する中期目標・計画及び評価に関する事項
- (7) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（研究・企画担当）
- (2) 副学長（教育・学生担当）
- (3) 副学長（国際連携担当）
- (4) 国際連携副センター長
- (5) 多言語多文化教育研究副センター長
- (7) 教育学部、医学部、農学部、地域資源創成学部及び工学教育研究部国際交流関係委員会委員長
- (8) 医学獣医学総合研究科委員会委員 1人
- (9) 農学工学総合研究科委員会委員 1人
- (10) 学び・学生支援機構事務部長
- (11) 研究・産学地域連携推進機構事務部長
- (12) その他委員会が必要と認める教員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第3号の委員をもって充て、副委員長は、同条第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は会議を招集し、その議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、国際連携機構事務部国際連携課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 宮崎大学国際連携推進会議規程（平成18年3月23日制定）は、廃止する。